

2025年12月19日
大阪ガス株式会社

「さすがねっと」約款改定に関するお知らせ

大阪ガスのインターネット「さすがねっと」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は、2026年1月1日付で「さすがねっと」の契約約款等を一部改定します。

記

1. 主な改定内容

(1) ブロードバンドユニバーサルサービス料の設定

ブロードバンドサービスにおいて、離島や山間地などの地理的条件により、人口減少に伴う通信網の維持が今後課題となることを踏まえ、「改正電気通信事業法（令和四年法律第七十号）」に基づき、今般新たに、2026年1月より各電気通信事業者が「ユニバーサルサービス支援機関」を通じて費用を出し合う「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度」が開始します。

本制度の開始に伴い、当社ではSプラン及びNプランにおいて「ブロードバンドユニバーサルサービス料」を新たに設定し、お客さまにご負担いただきます。なお、「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の料金額は、さすがねっとホームページよりご確認ください。

[ブロードバンドユニバーサルサービス料 さすがねっと/大阪ガス \(osakagas.co.jp\)](http://osakagas.co.jp)

※Jプランにおける「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の設定は2026年3月を予定しています。

(2) セット割適用条件の追加

セット割の適用条件において当社が指定する事業者を以下の通り定めます。

事業者名	セット割が適用できるサービス	適用開始日
びわ湖ブルーエナジー株式会社	ガスの使用契約	2026年1月1日

(3) 「J:COM TV for さすがねっと」の一部サービス新規販売終了

「J SPORTS1+2+3+4」と「J SPORTS・ゴルフネットワークセット」について、2025年12月31日をもって新規販売を終了します。

なお、既にご加入のお客さまは引き続きサービスをご利用いただけます。

2. 改定対象約款等

(1) さすがねっと Sプラン

- ・ さすがねっと Sプラン契約約款
- ・ さすがねっと Sプラン利用料割引等に関する規約

(2) さすガねっと N プラン

- ・ さすガねっと N プラン契約約款
- ・ さすガねっと N プラン利用料割引等に関する規約

(3) さすガねっと J プラン

- ・ J:COM TV for さすガねっと料金表
- ・ さすガねっと J プラン利用料割引等に関する規約

3. 改定約款の適用日

2026 年 1 月 1 日 (木)

4. 改定内容（新旧対照表）

別紙 1 を参照

契約約款及び重要事項説明書の詳細は、さすガねっとホームページをご確認ください。

[電気通信サービスに関する契約約款・重要事項説明書一覧-さすガねっと/大阪ガス \(osakagas.co.jp\)](http://osakagas.co.jp)

以上

改定内容（新旧対照表）

旧	新												
<p>さすガねっと N プラン契約約款</p> <p>大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則</p> <p>第4条 (用語の定義)</p> <p>この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味					<p>さすガねっと N プラン契約約款</p> <p>大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則</p> <p>第4条 (用語の定義)</p> <p>この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(33) <u>ブロードバンドユニバーサルサービス</u></td><td><u>電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定める FTTH、CATV (HFC 方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）等の基礎的電気通信役務</u></td></tr> <tr> <td>(34) <u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u></td><td><u>ブロードバンドユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用しているブロードバンド回線の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、支援対象事業者に支払うために、当社が契約者から本規約に定める方法及び金額にて徴収する料金</u></td></tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(33) <u>ブロードバンドユニバーサルサービス</u>	<u>電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定める FTTH、CATV (HFC 方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）等の基礎的電気通信役務</u>	(34) <u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>	<u>ブロードバンドユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用しているブロードバンド回線の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、支援対象事業者に支払うために、当社が契約者から本規約に定める方法及び金額にて徴収する料金</u>
用語	用語の意味												
用語	用語の意味												
(33) <u>ブロードバンドユニバーサルサービス</u>	<u>電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定める FTTH、CATV (HFC 方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）等の基礎的電気通信役務</u>												
(34) <u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>	<u>ブロードバンドユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用しているブロードバンド回線の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、支援対象事業者に支払うために、当社が契約者から本規約に定める方法及び金額にて徴収する料金</u>												

旧	新
<p>料金表通則 (料金の計算方法等)</p> <p>1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。</p> <p>2 当社は、次の場合<u>が生じたときは、本契約に基づき支払う利用料金をその利用日数に応じて日割りします。</u></p> <p>(1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始（第17条（契約者回線の移転）に基づく移転先における本サービスの利用の開始を含みます。）があったとき。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>(2) 料金月の初日以外の日に本契約のコース、型又はタイプの変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。</p> <p>(3) 第17条（契約者回線の移転）に基づき移転元における本サービスの利用を終了したとき。</p> <p>(4) 第34条（利用料金の支払義務）第2項の表の規定に該当するとき。</p> <p>(5) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。</p> <p>(6) 契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行ったとき。</p> <p>3 2の規定による利用料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、第34条（利用料金の支払義務）第2項の表に規定する料金の算定に当た</p>	<p>料金表通則 (料金の計算方法等)</p> <p>1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金<u>及びプロードバンドユニバーサルサービス料</u>は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。</p> <p>2 当社は、次の場合<u>に料金をその利用日数に応じて日割りします。</u></p> <p>(1) <u>利用料金及びプロードバンドユニバーサルサービス料について、料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始（第17条（契約者回線の移転）に基づく移転先における本サービスの利用の開始を含みます。）があったとき。</u></p> <p>(2) <u>プロードバンドユニバーサルサービス料について、料金月の末日以外の日に契約の解除があったとき。</u></p> <p>(3) <u>利用料金について、料金月の初日以外の日に本契約のコース、型又はタイプの変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。</u></p> <p>(4) <u>利用料金及びプロードバンドユニバーサルサービス料について、第17条（契約者回線の移転）に基づき移転元における本サービスの利用を終了したとき。</u></p> <p>(5) 第34条（利用料金の支払義務）第2項の表の規定に該当するとき。</p> <p>(6) <u>利用料金及びプロードバンドユニバーサルサービス料について、4の規定に基づく起算日の変更があったとき。</u></p> <p>(7) <u>利用料金及びプロードバンドユニバーサルサービス料について、契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行ったとき。</u></p> <p>3 2の規定による利用料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、第34条（利用料金の支払義務）第2項の表に規定する料金の算定に当た</p>

旧	新						
<p>っては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とします。</p> <p>4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。</p>	<p>っては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とします。</p> <p>4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。</p>						
<p>料金表 (追加)</p>	<p>料金表 第3 ブロードバンドユニバーサルサービス料に関する料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>区分</u></th><th style="text-align: center;"><u>単位</u></th><th style="text-align: center;"><u>月額料金</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"><u>ブロードバンド ユニバーサルサービス料</u></td><td style="text-align: center; vertical-align: top;"><u>契約者回線 1回線ごと</u></td><td style="text-align: center; vertical-align: top;"><u>ブロードバンドユニバーサルサ ービス制度について定めた当社 のホームページに規定する「ブ ロードバンドユニバーサルサー ビス料」の額</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>月額料金</u>	<u>ブロードバンド ユニバーサルサービス料</u>	<u>契約者回線 1回線ごと</u>	<u>ブロードバンドユニバーサルサ ービス制度について定めた当社 のホームページに規定する「ブ ロードバンドユニバーサルサー ビス料」の額</u>
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>月額料金</u>					
<u>ブロードバンド ユニバーサルサービス料</u>	<u>契約者回線 1回線ごと</u>	<u>ブロードバンドユニバーサルサ ービス制度について定めた当社 のホームページに規定する「ブ ロードバンドユニバーサルサー ビス料」の額</u>					
<p>第3 工事に関する費用</p>	<p>第4 工事に関する費用</p>						
<p>第4 機器損害金</p>	<p>第5 機器損害金</p>						
<p>附則 本約款は、2025年10月1日より実施します。</p>	<p>附則 本約款は、2026年1月1日より実施します。</p>						

旧	新						
さすガねっと N プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社	さすガねっと N プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社						
<p>第6条 (各利用料割引特典の提供条件と内容)</p> <p>2 セット割</p> <p>次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、さすガねっと N プランの月額利用料から 300 円（税込 330 円）を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 <p>(追加)</p>	<p>第6条 (各利用料割引特典の提供条件と内容)</p> <p>2 セット割</p> <p>次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、さすガねっと N プランの月額利用料から 300 円（税込 330 円）を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の場所において、同一の名義により、当社又は<u>別記に定める</u>当社が指定する事業者と、ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 同一の場所において、同一の名義により、当社又は<u>別記に定める</u>当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 <p><u>別記 (セット割 当社が定める事業者)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;"><u>事業者名</u></th> <th style="text-align: left; padding: 5px;"><u>セット割が適用できるサービス</u></th> <th style="text-align: left; padding: 5px;"><u>適用開始日</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> びわ湖ブルーエナジー 株式会社 </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> ガスの使用契約 </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 2026 年 1 月 1 日 </td></tr> </tbody> </table>	<u>事業者名</u>	<u>セット割が適用できるサービス</u>	<u>適用開始日</u>	びわ湖ブルーエナジー 株式会社	ガスの使用契約	2026 年 1 月 1 日
<u>事業者名</u>	<u>セット割が適用できるサービス</u>	<u>適用開始日</u>					
びわ湖ブルーエナジー 株式会社	ガスの使用契約	2026 年 1 月 1 日					

旧	新
<p>附則 (実施期日) 本規約は、202<u>5</u>年<u>10</u>月1日から実施します。</p>	<p>附則 (実施期日) 本規約は、202<u>6</u>年<u>1</u>月1日から実施します。</p>

旧	新
さすガねっと S プラン契約約款 大阪ガス株式会社	さすガねっと S プラン契約約款 大阪ガス株式会社
第1章総則	第1章総則
第3条 (用語の定義) (追加)	第3条 (用語の定義) <u>(29) ブロードバンドユニバーサルサービス</u> <u>電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定めるFTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）等の基礎的電気通信役務</u> <u>(30) ブロードバンドユニバーサルサービス料</u> <u>ブロードバンドユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用しているブロードバンド回線の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、支援対象事業者に支払うために、当社が契約者から本規約に定める方法及び金額にて徴収する料金</u>
別紙料金表 通則 (料金の計算方法等) 2. 当社は、契約者がそのさすガねっと S プラン契約に基づき支払う利用料金	別紙料金表 通則 (料金の計算方法等) 2. 当社は、契約者がそのさすガねっと S プラン契約に基づき支払う利用料金

旧	新						
<p>を料金月（1の暦月の起算日（当社がさすガねっとSプラン契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。</p>	<p><u>及びブロードバンドユニバーサルサービス料</u>を料金月（1の暦月の起算日（当社がさすガねっとSプラン契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。</p>						
<p>料金表 (追加)</p>	<p>料金表</p> <p><u>3. ブロードバンドユニバーサルサービス料に関する料金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">単位</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">月額料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>ブロードバンド ユニバーサルサービス料</u></td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>契約者回線 1回線ごと</u></td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>ブロードバンドユニバーサ ルサービス制度について定 めた当社のホームページに 規定する「ブロードバンド ユニバーサルサービス料」 の額</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	月額料金	<u>ブロードバンド ユニバーサルサービス料</u>	<u>契約者回線 1回線ごと</u>	<u>ブロードバンドユニバーサ ルサービス制度について定 めた当社のホームページに 規定する「ブロードバンド ユニバーサルサービス料」 の額</u>
区分	単位	月額料金					
<u>ブロードバンド ユニバーサルサービス料</u>	<u>契約者回線 1回線ごと</u>	<u>ブロードバンドユニバーサ ルサービス制度について定 めた当社のホームページに 規定する「ブロードバンド ユニバーサルサービス料」 の額</u>					
<p><u>3. 工事費</u></p>	<p><u>4. 工事費</u></p>						
<p><u>4. 手続に関する料金</u></p>	<p><u>5. 手續に関する料金</u></p>						

旧	新
<u>5.</u> 機器損害金 11,000 円 (税込 12,100 円)	<u>6.</u> 機器損害金 11,000 円 (税込 12,100 円)
<u>6.</u> 派遣費用 14,000 円 (税込 15,400 円)	<u>7.</u> 派遣費用 14,000 円 (税込 15,400 円)
<u>7.</u> 派遣費用及び作業費用 18,500 円 (税込 20,350 円)	<u>8.</u> 派遣費用及び作業費用 18,500 円 (税込 20,350 円)
附則 この約款は、202 <u>5</u> 年 <u>10</u> 月1日から実施します。	附則 この約款は、202 <u>6</u> 年 <u>1</u> 月1日から実施します。

旧	新						
<p style="text-align: center;">さすガねっと S プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容)</p> <p>1 利用料割引特典</p> <p>1-2 セット割</p> <p>次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、さすガねっと S プランの月額利用料から 300 円（税込 330 円）を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 <p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p style="text-align: center;">さすガねっと S プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容)</p> <p>1 利用料割引特典</p> <p>1-2 セット割</p> <p>次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、さすガねっと S プランの月額利用料から 300 円（税込 330 円）を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は<u>別記に定める</u>当社が指定する事業者と、ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は<u>別記に定める</u>当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 <p style="text-align: center;"><u>別記（セット割 当社が定める事業者）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;"><u>事業者名</u></th> <th style="text-align: left; padding: 5px;"><u>セット割が適用できるサービス</u></th> <th style="text-align: left; padding: 5px;"><u>適用開始日</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;"><u>びわ湖ブルーエナジー 株式会社</u></td> <td style="text-align: left; padding: 5px;"><u>ガスの使用契約</u></td> <td style="text-align: left; padding: 5px;"><u>2026 年 1 月 1 日</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>事業者名</u>	<u>セット割が適用できるサービス</u>	<u>適用開始日</u>	<u>びわ湖ブルーエナジー 株式会社</u>	<u>ガスの使用契約</u>	<u>2026 年 1 月 1 日</u>
<u>事業者名</u>	<u>セット割が適用できるサービス</u>	<u>適用開始日</u>					
<u>びわ湖ブルーエナジー 株式会社</u>	<u>ガスの使用契約</u>	<u>2026 年 1 月 1 日</u>					

旧	新
<p>附則</p> <p>(実施期日) 本規約は、202<u>5</u>年<u>10</u>月1日から実施します。</p>	<p>附則</p> <p>(実施期日) 本規約は、202<u>6</u>年<u>1</u>月1日から実施します。</p>

旧				新			
J:COM TV for さすがねっと料金表 大阪ガス株式会社				J:COM TV for さすがねっと料金表 大阪ガス株式会社			
料金表 I 利用料・工事費等							
項目	サービス名			項目	サービス名		
	① J:COM TV for さすがねつ とスタンダ ードプラス サービス	② J:COM TV for さすがねつ とスタンダ ードサービ ス	③ J:COM TV for さすがねつ と TV セレク ト		① J:COM TV for さすがねつ とスタンダ ードプラス サービス	② J:COM TV for さすがねつ とスタンダ ードサービ ス	③ J:COM TV for さすがねつ と TV セレク ト
料金							
1. 利用料（月額）							
有料番組利用料（※2）							
J SPORTS1+2+3+4	—	—	1,833 円 (税込 2,016 円)	J SPORTS1+2+3+4 <u>（※9）</u>	—	—	1,833 円 (税込 2,016 円)
J SPORTS・ゴルフ ネットワークセ ット	—	—	2,980 円 (税込 3,278 円)	J SPORTS・ゴルフ ネットワークセ ット <u>（※9）</u>	—	—	2,980 円 (税込 3,278 円)
(追加)							
<u>※9 2025年12月31日をもって新規販売を終了します。</u>							

旧	新
附則 (実施期日) 本料金表は、202 <u>5</u> 年 <u>10</u> 月1日から実施いたします。	附則 (実施期日) 本料金表は、2026年 <u>1</u> 月1日から実施いたします。

旧	新
さすガねっと J プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社	さすガねっと J プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社
第6条 (各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容)	第6条 (各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容)
1 利用料割引特典	1 利用料割引特典
1-2 セット割	1-2 セット割
<p>(1) 次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、インターネット接続サービスの月額利用料から 300 円（税込 330 円）を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 	<p>(1) 次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、インターネット接続サービスの月額利用料から 300 円（税込 330 円）を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は<u>別記に定める</u>当社が指定する事業者と、ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は<u>別記に定める</u>当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。

旧	新	
(追加)	<u>別記（セット割 当社が定める事業者）</u>	
	事業者名 <u>びわ湖ブルーエナジー</u> 株式会社	セット割が適用できる サービス <u>ガスの使用契約</u>
	適用開始日 <u>2026年1月1日</u>	
附則	附則	
(実施期日) 本規約は、202 <u>5</u> 年 <u>10</u> 月1日から実施します。	(実施期日) 本規約は、202 <u>6</u> 年 <u>1</u> 月1日から実施します。	